

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力規制委員会 殿	東大安環第 177 号 令和元年 12月2 日
<p>届出者 <u>住所 東京都文京区本郷7-3-1</u> 氏名 国立大学法人東京大学 <u>学長 五神 真</u></p>	
<p>別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 茨城県那珂郡東海村白方白根 2-22
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・法律第26条に係る承認（原子炉設置の変更承認） 平成24年3月27日 ・法律第43条の3の2に係る承認（廃止措置計画の変更承認） 令和元年9月25日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	令和元年 11月 15日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事及び東海村長
予定される要旨の公表の方法	ネット配信による要旨文の公表

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力事業者防災業務計画

令和元年 1 1 月

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針	2
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	2
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	2
第2章 原子力災害事前対策の実施	4
第1節 原子力防災体制の整備	4
1. 原子力防災組織	4
2. 原子力防災要員	4
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の業務等	4
第2節 原子力防災組織の運営	5
1. 緊急作業団等の設置及び解散	5
2. 権限の行使	5
3. 通報連絡先	6
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	6
1. 放射線測定設備の設置及び検査	6
2. 原子力防災資機材及びその他の資機材の整備	6
3. 活動拠点施設の整備	7
4. 緊急時医療	7
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備	8
1. オフサイトセンター等に備え付ける資料	8
2. 緊急時対策所に備え付ける資料	8
第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施	8
1. 原子力防災教育	8
2. 原子力防災訓練	8
第6節 関係機関との連携	9
1. 国との連携	9
2. 地方公共団体との連携	9
3. 防災関係機関等との連携	10
第7節 事業所外運搬事故における事前措置	10
1. 事業所外運搬事故における事前措置	10
2. 事業所外運搬事故における体制整備	10
第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動	10

第3章 緊急事態応急対策等の実施	12
第1節 初期対応	12
1. 現地対策本部の設置	12
2. 通報連絡	12
3. 情報の収集と提供	12
4. 専攻外関係機関との連絡方法	13
第2節 応急措置	13
1. 応急措置の実施	13
2. 事業所外運搬における応急措置	14
3. 応急措置の実施報告	15
4. 原子力防災要員等の派遣	15
第3節 緊急事態応急対策	15
1. 緊急時体制宣言時の対応	15
2. 原子力災害合同対策協議会等への報告	15
3. 応急措置の継続実施	16
4. 事業所外運搬事故における対策	16
5. 原子力防災要員等の派遣	16
第4章 原子力災害事後対策	17
第1節 緊急事態応急対策等の報告	17
第2節 復旧対策	17
1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施	17
2. 被災者の相談窓口の設置	17
3. 緊急作業団の解散	17
4. 原因究明と再発防止対策の実施	17
5. 原子力防災要員等の派遣	18
第5章 その他	19
第1節 他の原子力事業者への協力	19

- 別図－1 専攻原子力防災組織
- 別図－2 通報連絡先(専攻外)
- 別図－3 専攻敷地内配置図
- 別表－1 原子力防災要員の業務
- 別表－2 原子力防災管理者の代行順位
- 別表－3－1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み
- 別表－3－2 原災法第10条に基づく通報の判断基準
(EAL設定の考え方)
- 別表－3－3 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準
(EAL設定の考え方)
- 別表－4 放射線測定設備
- 別表－5 原子力防災資機材
- 別表－6 非常用通信設備及び非常用電源設備
- 別表－7 原子力事業所災害対策支援拠点及び支援を行うための資機材
- 別表－8 原子力災害対策活動で使用する資料
- 様式1 原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書
- 様式2 原子力防災要員現況届出書
- 様式3 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書
- 様式4 放射線測定設備現況届出書
- 様式5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式6－1 警戒事態該当事象発生連絡
- 様式6－2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡
- 様式7－1 特定事象発生通報
- 様式7－2 特定事象発生通報(事業所外運搬)
- 様式8－1 応急措置の概要
- 様式8－2 応急措置の概要(事業所外運搬)
- 様式9 防災訓練実施結果報告書

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、東京大学大学院工学系研究原子力専攻（以下「専攻」という。）の原子炉施設における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。

第2節 定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 原子力災害
原子力緊急事態により、国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
2. 警戒事象
原子力災害対策指針に掲げる警戒事態に該当する事象をいう。
3. 特定事象
原災法第10条1項の基準に該当する事象をいう。
4. 原子力緊急事態
原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で専攻の敷地外へ放出された事態をいう。但し、専攻外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。
5. 原子力災害事前対策
原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策をいう。
6. 応急措置
専攻において、警戒事象又は特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。
7. 原子力緊急事態宣言
原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。
8. 原子力緊急事態解除宣言
原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。
9. 緊急事態応急対策
原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

10. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

11. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき選任され、専攻において原子力防災組織の統括及びその事業の実施を統括管理する者とし、専攻長をいう。

12. 原子力事業者

原災法第2条第3号ロ並びにトに規定される者で、東京大学学長（以下「学長」という。）をいう。

13. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉等の運転を行う工場又は事業所で専攻をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針

この計画は、原災法、防災基本計画及び地域防災計画に沿って作成するものとし、その実施にあたっては、関係省庁、所在地方公共団体及びその他の関係諸機関と緊密な連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、災害対策基本法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県及び東海村の原子力災害に関する地域防災計画
(原子力災害対策計画編)
- (3) 関係周辺市町村の地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、地域防災計画に抵触しないことの確認を含め、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。なお、検討の結果について、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官及び茨城県、東海村の原子力防災担当課長へ報告するものとする。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、原子力防災専門官（環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官）の指導及び助言を受けるものとする。
3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、この計画の修正案を提出し、茨城県知事、東海村長と協議しな

ければならない。

4. 原子力防災管理者は、この計画を修正したときは速やかに、様式1によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に学長を通じ届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

また、国に提出した様式1の写し及びこの計画の要旨を、茨城県、東海村の原子力防災担当課長あて提出する。

第2章 原子力災害事前対策の実施

第1節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災組織

(1) 原子力防災組織の設置

原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として、別途原子炉施設保安規定及び核燃料物質の使用に係る保安規定に定められている緊急作業団を設置する。

(2) 原子力防災組織の構成

緊急作業団は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員（以下「原子力防災要員等」という。）で構成する。

別図－1に専攻の原子力防災組織を示す。

(3) 支援組織

専攻の支援組織として、東京大学（本郷）の工学系研究科を充てる。

2. 原子力防災要員

(1) 原子力防災要員の配置

原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるために、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。

(2) 原子力防災要員の選任

原子力防災管理者は、専攻に勤務する職員の中から、原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表－1に定める業務を行う。

(3) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうちから、次の業務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる業務を行う。

① 原子力規制庁緊急時対策センター（以下「ERC」という。）、茨城県原子力オフサイトセンター（以下「オフサイトセンター」という。）並びに茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

② 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

(4) 原子力防災要員の現況届

学長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、その現況について、置いた日又は変更の日から7日以内に、様式2によって原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に届け出るものとする。

3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の業務等

(1) 原子力防災管理者の業務

① 原子力防災組織の統括

- ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
 - ③ 防災教育及び防災訓練の実施
 - ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施
 - ⑤ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施
 - ⑥ 関係機関との連携
 - ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- (2) 副原子力防災管理者の業務
副原子力防災管理者は主査及び緊急作業団本部配属の教授、准教授、講師とする。
- ① 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者を補佐する。
 - ② 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が専攻に不在の際は、別表－２に定める代行順位に従い原子力防災管理者の業務を代行する。
- (3) 原子力防災管理者等の選解任届
学長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から７日以内に、様式３によって原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に届け出るものとする。

第２節 原子力防災組織の運営

1. 緊急作業団等の設置及び解散

(1) 緊急作業団の設置

- ① 原子力防災管理者は、原子力施設に異常が発生した場合、別表－３－１に示す緊急事態区分を判断するための緊急時活動レベル(以下、「EAL」という。)に従い、直ちに専攻内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は一斉招集システムで招集し、速やかに緊急作業団を設置する。
- ② 緊急作業団長(以下「団長」という。)は、緊急作業団を設置した場合、支援組織を通じ学長に報告する。

(2) 緊急作業団の解散

- 団長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し防災体制を解除する。
- ① 原災法第１５条第２項に基づく原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第１５条第４項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
 - ② 原災法第１５条第２項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。
なお、団長は、防災体制を解除した場合、支援組織を通じ学長に報告するとともに、緊急作業団を解散する。

2. 権限の行使

- (1) 緊急作業団が設置された場合は、専攻の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、緊急作業団のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急作業団を設置した場合、団長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとるものとする。
なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものと

する。

- (3) 原子力防災要員は、団長の指揮のもとで、自己の属する班の業務及び自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。

3. 通報連絡先

専攻外への通報連絡先は別図－2のとおりとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置及び検査

原子力防災管理者は、別表－4及び別図－3に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）に関して次に掲げる措置を講じ、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

- (1) 原災法第10条第1項に基づく通報を行うための設備として、モニタリングポスト2式を設置する。
- (2) モニタリングポストは、その検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (3) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (4) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的にその校正を行う。
- (5) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は、代替品等により監視するとともに速やかに修理する。
- (6) 学長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に学長を通じ様式4に定める届出書により7日以内に届け出る。
- (7) 学長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更した時は、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の現況届と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。
- (8) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体により記録し、1年間保存するとともに、測定した放射線量を公表する。

2. 原子力防災資機材及びその他の資機材の整備

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、別表－5に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- ② 不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充するなど常に必要数量を確保する。
- ③ 学長は、原子力防災資機材を新たに備え付けた時は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に様式5に定める届出書により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を同様の届出書により翌月7日までに届け出る。

(2) その他の資機材

原子力防災管理者は、原子力防災資機材の保守点検時等においても、必要数量が担保できるように資機材を確保しておくとともに、定期的に保守点検を行う。

3. 活動拠点施設の整備

(1) 緊急時対策所

原子力防災管理者は、原子力災害対策活動の実施を統括管理するために、原子炉制御室に緊急作業団本部及び関連設備を整備する。

別図－3に緊急時対策所(原子炉制御室)の配置を示す。

(2) 非常用通信設備及び非常用電源設備

原子力防災管理者は、緊急時対策所(原子炉制御室)等に、別表－6に示す非常用通信設備及び非常用電源設備を整備して、次に掲げる措置を講じる。

① 年1回以上定期的に保守点検を実施する。

② 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、別表－7に示す原子力事業者災害対策支援拠点に、支援を行うための設備を整備して、次に掲げる措置を講じる。

① 年1回以上定期的に保守点検を実施する。

② 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(4) 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図－3に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講じる。

① 気象観測機器は、毎日稼働状況の確認を行う。

② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。

③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(5) 避難場所

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更した時も同様とする。

4. 緊急時医療

原子力防災管理者は、別表－4に定める安定ヨウ素剤などの確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備をする。また、従業員等の救急医療を行うため、予め近隣などの医療機関を確保する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備

1. オフサイトセンター等に備え付ける資料

学長は、原子力防災管理者に緊急事態応急対策を講じるに際して必要となる別表－8に定める資料を整備させ、内閣総理大臣に届出するとともに、オフサイトセンター及びERCに提出する。また、これらの提出した資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

2. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策を講じるに際して必要となる別表－8に定める資料を原子炉制御室、原子炉管理部室及び事務室に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施

1. 原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に掲げる項目について防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画に関する知識
- (2) 地域防災計画に関する知識（原子力災害対策計画編）
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) その他、各原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識

2. 原子力防災訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度1回、原子力災害を想定した総合的な訓練を実施する。また、防災訓練後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

この防災訓練は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）に基づく専攻の保安規定等に定める総合的な訓練と兼ねて実施できるものとする。

- (2) 原子力防災管理者は、防災訓練の実施にあたり訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、前述(1)に記載した訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式－9により原子力規制委員会に学長を通じ報告するとともに、その要旨を公表する。

- (4) 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、

原子力防災資機材の貸与及びその他必要な措置を講じるものとする。

第6節 関係機関との連携

1. 国との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及びその他関係省庁と平常時から協調し、防災情報を収集及び提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、その対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の提供及び収集などの相互連携を図る。
- ③ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第32条に基づき、事業所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

(2) 原子力災害時の連携

- ① 原子力防災管理者は、オフサイトセンターに設置される現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。
- ② 原子力防災管理者は、原災法第16条第1項の規定に基づき、内閣府に原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が設置された場合、原子力災害対策本部長の指示に基づき必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から炉規法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかに災害を防止する必要な措置を行う。

2. 地方公共団体との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長及びその他関係周辺市町村長と平常時から協調し、防災情報を収集及び提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域毎の防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて、国、県、所在関係市町村、その他関係機関と平常時より密接な連携を図る。
- ③ 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原災法第31条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原災法第32条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- ⑤ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、東海村から要請があればこれに協力するものとする。

(2) 原子力災害時の連携

原子力防災管理者は、原災法第22条の規定に基づき、地方公共団体に災害対策本部（以下「自治体災害対策本部」という。）が設置された場合、要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じるとともに、自治体災害対策本部の長と協調して必要な業務を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、消防機関、警察機関等の地元防災関係機関と必要な原子力災害に関する情報等についての提供、収集及び緊急事態応急対策を相互に連携して行うものとする。

第7節 事業所外運搬事故における事前措置

1. 事業所外運搬事故における事前措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象事故を想定し次に掲げる措置を事前に整備する。

- (1) 特定事象事故時の応急措置、対応組織、携行する資機材等を記載した運搬計画書の作成及び携行。
- (2) 円滑な通報を確保するため、国、海上保安部署、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等への非常時連絡表等の作成及び携行。
- (3) 迅速な事故対応を図るための非常通信用機材並びに必要な応じた防災資機材の整備及び携行。

2. 事業所外運搬事故における体制整備

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象事故が発生した場合、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県及び海上保安部等への通報連絡体制
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) 放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害防止のために必要な措置

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象が発生した場合は、直ちに、運搬の業務に従事している者は、原子力防災管理者にその発生と状況を連絡する。原子力防災管理者は、第3章に基づき関係機関に通報連絡を行う。

第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より専攻の周辺住民に対して、次に掲げる情報について

て提供し、知識の普及・啓発に努める。

- (1) 原子力事業所の概要
- (2) 原子力災害の概要
- (3) 原子力災害対策の実施状況
- (4) 緊急事態の区分の考え方

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 初期対応

1. 緊急作業団の設置

原子力防災管理者は、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、緊急作業団を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら団長として原子力防災組織の指揮を行う。

2. 通報連絡

(1) 原子力防災管理者は、警戒事象が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長並びに茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、茨城海上保安部警備救難課、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び別図-2に示す地方自治体に対し、様式6-1により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。

上記の連絡を行った後の状況については、施設敷地緊急事態に該当する事象に至らない限りにおいて、続報として様式6-2により適切な間隔で継続して報告するものとする。

(2) 原子力防災管理者は、特定事象が発生したとの通報を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに別図-2に示す通報連絡先に対し、様式7-1（事業所外運搬の場合は様式7-2）により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。

これらの通報において、発生した特定事象が、電離放射線障害防止規則第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

(3) 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡する。

(4) 原子力防災管理者は、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。

3. 情報の収集と提供

(1) 団長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質量の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 団長は、応急措置の実施状況及び事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して収集し、様式8-1（事業所外運搬の場合にあつては、様式8-2）を用いて別図-2に示す関係機関に

対し同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないように国、県、関係市町村及びその他の防災関係機関と調整する。

4. 専攻外関係機関との連絡方法

団長は、別図-2の連絡経路により専攻外関係機関に連絡を行う場合は、別表-5に示す施設、設備及び電話等を利用して行う。また必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置

1. 応急措置の実施

(1) 避難誘導及び事業所内入構制限

① 避難

団長は、所内緊急放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等を安全な避難場所に避難させる。

② 避難状況の把握

団長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等について、その情報を記録する。

③ 入構制限措置

団長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について専攻内への立ち入りを制限する。また、専攻内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

(2) 放射線量及び放射性物質濃度の測定

団長は、専攻内及び敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定を継続的に行い、放射能影響範囲を推定し、その結果を関係機関に連絡する。

(3) 緊急時医療

① 救難・救助

団長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者(以下「負傷者等」という。)がいる場合は、可能な限り負傷者等を放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する等の必要な措置を講じる。

② 医療活動

団長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を施すとともに、緊急被ばく医療(初期被ばく医療)に関する契約を締結している医療機関と連絡をとり、移送や治療の依頼等必要な措置を講じる。移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講じる。また、二次被ばく医療以上の措置が必要な場合には、これらの医療に係る指定医療機関に対し同様の措置を講じる。

③ 二次災害防止に関する措置

団長は、負傷者等に対する適切な医療及び救急隊等の被ばく管理に資するため、医療機関等への移送及び治療の依頼等を行う場合、救急隊到着時に事故の

概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況の情報を伝達する等の必要な措置を講じる。

(4) 消火活動

団長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

(5) 汚染拡大の防止及び防護措置

① 団長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送等を行い、専攻内にいる者に周知する。また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

② 団長、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講じる。

(6) 線量評価

団長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去を行う。

(7) 広報活動

団長は、発生した特定事象等に関し、施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、オフサイトセンターにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報を行う。

(8) 応急復旧

① 施設及び設備の整備並びに点検

団長は、原子炉制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把握に努める。

② 応急の復旧対策

団長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、それに基づき速やかに復旧対策を実施する。

(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

団長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、以下に示す措置を実施する。

① 事故発生施設について、事故拡大防止に必要な措置を講じる。

② 事故の拡大のおそれがある施設については、事故拡大防止に必要な措置を講じる。

③ その他の施設については、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

④ 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

(10) 資機材の調達及び輸送

団長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達及び輸送を実施する。

2. 事業所外運搬における応急措置

団長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派

遣し、消防機関及び警察機関と協力して、以下に示す措置を実施するものとする。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事している者や付近にいる者の待避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

3. 応急措置の実施報告

団長は、実施した前項の応急措置の概要について、速やかに別図－２に示す通報連絡先に対し、様式８－１（事業所外運搬の場合は様式８－２）により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。

この報告は、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して行う。

4. 原子力防災要員等の派遣

団長は、茨城県、東海村、オフサイトセンター及び執行機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部及び自治体の原子力災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画並びに得られた情報及び要請等について緊急作業団長と密に連絡をとり報告する。また、団長は、必要に応じて他の原子力事業所等の応援も必要とするときは、支援組織を通じ学長に要請する。

第３節 原子力緊急事態宣言発令時の措置

1. 緊急時体制の発令

- (1) 団長は、周辺環境の放射線の状況又は原子炉施設の状態が全面緊急事態に該当するEALに至った場合は、直ちに別図－２に示す通報連絡先に対し、様式７－１（事業所外運搬の場合は様式７－２）により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。
- (2) 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡する。
- (3) 団長は、この報告を行ったとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行った時は、緊急事態を宣言する。
- (4) 団長は、支援組織を通じ学長に緊急時体制を宣言した旨を報告する。

2. 原子力災害合同対策協議会等への報告

団長は、原子力緊急事態宣言後、原子力災害合同対策協議会等との連絡を密にするため、別図－２に定める連絡経路により報告及び情報伝達を行う。

3. 応急措置の継続実施

団長は、第3章第2節「応急措置」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

団長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 原子力防災要員等の派遣

団長は、ERC及びオフサイトセンター並びに茨城県、東海村、関係市町村長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部及び自治体の原子力災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画並びに得られた情報及び要請等について団長と密に連絡をとり報告する。また、団長は、必要に応じて他の原子力事業所等の応援も必要とするときは、支援組織を通じ学長に要請する。

第4章 原子力災害事後対策

団長は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 緊急事態応急対策等の報告

団長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害事後対策の実施の方針を、原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に報告する。なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長及び防災関係機関に報告する。

第2節 復旧対策

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施

団長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、実施計画及び実施状況について原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染、放射線のしゃへい等の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 復旧対策の実施体制・実施担当者および工程に関する事項

2. 被災者の相談窓口の設置

団長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急作業団の解散

団長は、原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき緊急作業団を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

5. 原子力防災要員等の派遣

原子力防災管理者は、E R C及びオフサイトセンター並びに茨城県、東海村、関係市町村長及びその他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じる。

(1) 広報活動に関する事項

- ① 専攻とオフサイトセンターとの情報交換
- ② 報道機関への情報提供
- ③ 被災者の相談窓口の設置

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（解散している場合は派遣先）の指示に基づき、必要な業務を行う。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、学長からの要請に応じ、当該事業者、オフサイトセンター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な協力を行う。

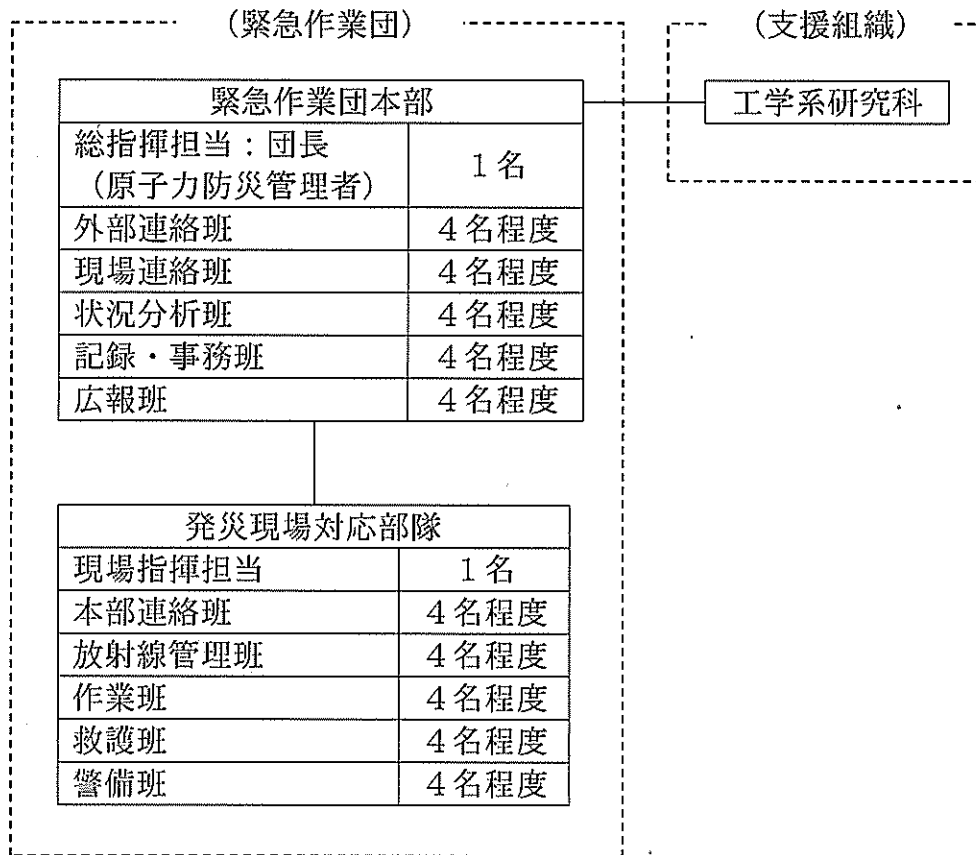
- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 協定及び覚書に基づく協力

東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、専攻以外の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講じる。

(作成日及び修正日)

1. この原子力事業者防災業務計画は、平成12年6月26日付で作成する。
2. この原子力事業者防災業務計画は、平成13年7月19日付で修正する。
3. この原子力事業者防災業務計画は、平成14年6月14日付で修正する。
4. この原子力事業者防災業務計画は、平成15年6月12日付で修正する。
5. この原子力事業者防災業務計画は、平成16年6月30日付で修正する。
6. この原子力事業者防災業務計画は、平成17年4月1日付で修正する。
7. この原子力事業者防災業務計画は、平成19年8月1日付で修正する。
8. この原子力事業者防災業務計画は、平成20年7月1日付で修正する。
9. この原子力事業者防災業務計画は、平成25年3月18日付で修正する。
10. この原子力事業者防災業務計画は、平成26年1月17日付で修正する。
11. この原子力事業者防災業務計画は、平成27年5月29日付で修正する。
12. この原子力事業者防災業務計画は、平成30年2月1日付で修正する。
13. この原子力事業者防災業務計画は、令和元年11月15日付で修正する。

別図-1 専攻原子力防災組織



別図－2 通報連絡先（専攻外）

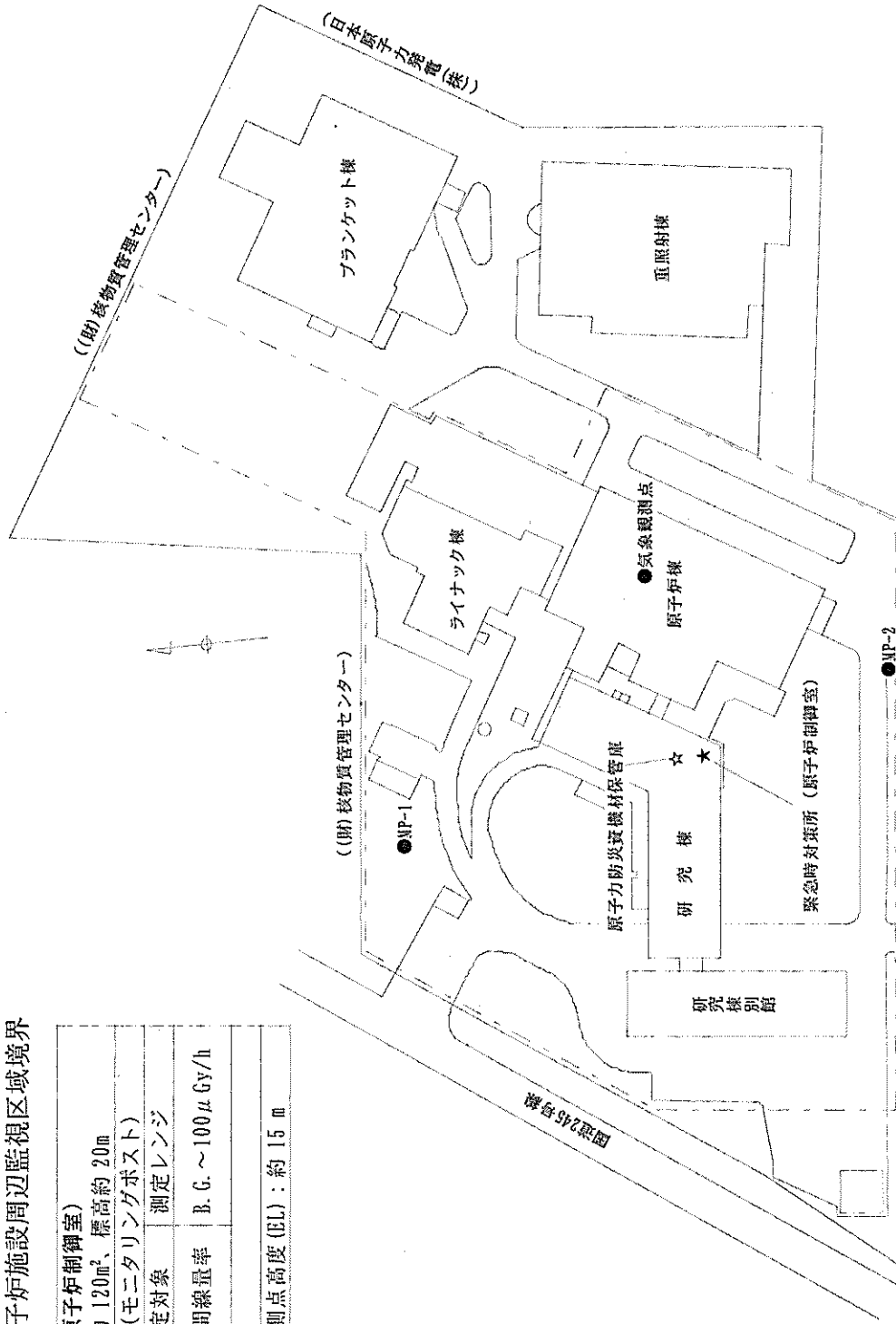
緊急作業団（本部）	
↓ (電話、FAX)	
区分	関係機関
官庁関係	内閣府（内閣総理大臣）
	内閣官房（内閣情報集約センター）
	内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付
	原子力規制庁（緊急事案対策室）
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（原子力防災専門官）
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（上席放射線防災専門官）
	国土交通省 自動車局環境政策課 ※外運搬
	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会 ※設置
	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策（警戒）本部 ※設置
	水戸労働基準監督署
	茨城県警察本部
	ひたちなか警察署
	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
	日立市消防本部
茨城海上保安部警備救難課	
特定事象が発生した場所を管轄する 警察機関、消防機関及び海上保安部署 ※外運搬	
地方自治体	県
	茨城県 原子力安全対策課
	茨城県 防災・危機管理課
	所在
	東海村 防災原子力安全課
	隣接
	ひたちなか市
	那珂市
	日立市
	常陸太田市
隣々接	
水戸市	
常陸大宮市	
その他	
特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 ※外運搬	

※設置：設置されている場合
 ※外運搬：事業所外運搬の場合

事業所敷地境界 (使用施設周辺監視区域)

原子炉施設周辺監視区域境界

緊急時対策所 (原子炉制御室)	
研究棟 1 階、約 120m ² 、標高約 20m	
放射線測定設備 (モニタリングポスト)	
名称	測定レンジ
MP-1	B. G. ~ 100 μGy/h
MP-2	
気象観測設備	
風向風速計	観測点高度 (EL) : 約 15 m



(日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)

別図-3 専攻敷地内配置図

別表－1 原子力防災要員の業務

原子力防災要員の業務	原子力防災組織	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び調整	緊急作業団本部	外部連絡班 現場連絡班 情報分析班 記録・事務班 広報班
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互の協力		
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報		
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発災現場対応部隊	現場指揮担当 本部連絡班 放射線管理班 作業班 救護班 警備班
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施		
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧		
放射性物質による汚染の除去		
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施		
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送		
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導		

別表－2 原子力防災管理者の代行順位

副原子力防災管理者及び代行順位は、次のとおりとする。

順位	役職名
1	主 査
2	教 授（年齢上位順）
3	准教授（年齢上位順）
4	講 師（年齢上位順）

別表-3-1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

警戒事態を判断するEAL
<p>①外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>②東海村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③茨城県において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④原子力規制委員会オンスイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等の為の施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は同代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL
<p>①外部電源が喪失し、かつ、非常用ディーゼル発電機（代替電源設備を含む）から受電できない状態が30分以上継続すること。</p> <p>②専攻内の通信のための設備又は専攻内と専攻外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>③原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射線量^{注1}が放出された場合。</p> <p>④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。^{注1}</p>

注1) 別表-3-2 原災法第10条に基づく通報の判断基準（EAL設定の考え方）を参照のこと。

全面緊急事態を判断するEAL
<p>①外部電源が喪失し、かつ、非常用ディーゼル発電機（代替電源設備を含む）から受電できない状態が1時間以上継続すること。</p> <p>②原災法第15条^{注2}に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が放出された場合。</p>

注2) 別表-3-3 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準（EAL設定の考え方）参照のこと。

別表-3-2 原災法第10条に基づく通報の判断基準 (EAL設定の考え方) (1/2)

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
放射線測定設備 (モニタリングポスト) (政令第4条第4項第1号)	放射線量 (γ)	1 地点で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上が検出された場合。 ^注 放射線測定設備のすべてが $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上が検出されているときには中性子線の測定を行い、その合計が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合。 ^注	モニタリングポスト $\geq 5 \mu\text{Sv/h}$ 中性子線用サーベイメータとの合計 $\geq 5 \mu\text{Sv/h}$
	放射線量 ($\gamma + n$)	通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベルを超える放出があった場合。 ①濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1 (第5条関係) に基づく係数を乗じて得た値 (10分以上継続)。 ②放射能の測定により管理すべき放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2 (第5条関係) に基づく係数を乗じて得た値 (累積)。	①ガスモニタ $\geq 10\text{cps}$ ②ダストモニタ $\geq 70000\text{cps}$
排気筒出口 (政令第4条第4項第2号)	放射性物質の濃度		
排水口 (政令第4条第4項第2号)	放射性物質の濃度	通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があった場合。	放射性物質の水中濃度 $\geq 1\text{Bq/cm}^3$ の水が稀釈槽で保管されている状態。(不測の事態において、稀釈槽から排水されるおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。)

注) 落雷時に検出された場合、その他原子力規制委員会規則で定める場合は除く。

別表-3-2 原災法第10条に基づく通報の判断基準 (EAL設定の考え方) (2/2)

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
管理区域外 (政令第4条第4項第3号)	放射線量	50 μ Sv/h以上が10分間以上継続して検出された場合。 ^注	廃止措置中のため対象外
事業所外運搬 (政令第4条第4項第4号)	放射性物質の濃度	空気中の濃度限度の50倍以上の濃度が検出された場合。(5 μ Sv/h以上に相当する濃度) ^注	サーベイメータ $\geq 100 \mu$ Sv/h
原子炉 (政令第4条第4項第5号)	放射線量	容器から1m離れた場所 ^注 で100 μ Sv/h以上が検出された場合。	①廃止措置中のため対象外
	放射性物質の漏洩	容器の特性ごとに政令第3条で定める放射性物質が漏洩した場合、又は、その蓋然性が高い場合。 ^注	②同上 ③安全機能上問題は無いが、放射線モニタ等の確認が困難になることから設定する。 ④妨害破壊行為等、原子炉施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合。
施設の内部 (政令第6条第4項第3号)	①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。 ②原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。 ③原子炉制御室が使用できなくなること。 ④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子炉事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	①原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状管理、質量管理、その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い場合。	①廃止措置作業エリアに設置している中性子線用サーベイメータに、有意な値が検出された場合。

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合において、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

別表 3-3-3 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (EAL設定の考え方) (1/2)

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
放射線測定設備 (モニタリングポスト) (政令第6条第3項第1号)	放射線量	2地点で5 μ Sv/h 以上が検出された場合。 ^注 1地点で5 μ Sv/h 以上が10分間以上検出された場合。 ^注	モニタリングポスト 2地点 $\geq 5 \mu$ Sv/h 1地点 $\geq 5 \mu$ Sv/h (≥ 10 分間)
排気筒出口 (政令第6条第4項第1号)	放射性物質の濃度	通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベルを超える放出があった場合。 ①濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質においては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(10分間以上継続)。 ②放射能の測定により管理すべき放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(累積)。	①ガスモニタ ≥ 10 cps ②ダストモニタ ≥ 70000 cps
排水口 (政令第6条第4項第1号)	放射性物質の濃度	通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があった場合(10分間以上継続)。	放射性物質の水中濃度 ≥ 1 Bq/cm ³ の水が稀釈槽で保管されている状態(特定事象のEALとして設定)から、排水された場合。

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合にあって、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

別表-3-3 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（EAL設定の考え方）(2/2)

測定場所・発生場所 管理区域外 (政令第6条第3項第2号 及び 政令第6条第4項第2号)	測定対象・発生事象 放射線量 放射性物質の濃度	通報基準		EALの設定
		5 mSv/h以上が検出された場合。 ^注	廃止措置中のため対象外	
事業所外運搬 (政令第6条第3項第3号)	放射線量	容器から1m離れた場所で10 mSv/h以上が検出された場合。 ^注	サーベイメータ ≥ 10 mSv/h	<p>①廃止措置中のため対象外</p> <p>②妨害破壊行為等、原子炉施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要があると原子力防災管理者が判断した場合。</p>
	放射性物質の漏洩	容器の特性ごとに省令第4条で定める放射性物質が漏洩した場合、又は、その蓋然性が高い場合。		
試験研究用原子炉 (政令第6条第4項第4号)	<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失し、かつ原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。</p> <p>②その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等</p>	<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失し、かつ原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。</p> <p>②その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等</p>	<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失し、かつ原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。</p> <p>②その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等</p>	<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失し、かつ原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。</p> <p>②その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等</p>
施設の内部 (原子炉の内部を除く) (政令第6条第4項第3号)	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう）にあること。	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう）にあること。	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう）にあること。	<p>廃止措置作業用設備から排水できない場合、又は排水できても、中性子線用サーベイメータで有意な値が継続して検出されている場合。</p>

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合にあって、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

別表－4 放射線測定設備

名称	測定対象	測定器種類 (測定レンジ)	点検頻度	点検内容
MP-1	空間線量率	NaI (B. G. ～100 μ Gy/h)	年1回以上	外観検査 機能検査
MP-2				

別表-5 原子力防災資機材

資機材名称		必要数量	点検頻度	点検内容	保管場所	
放射線障害 防護用器具	汚染防護服	28個	年1回以上	外観、員数	防災資機材保管庫	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	5個	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫 他	
非常用 通信機器	フィルター付き防護マスク	28個	年1回以上	外観、員数	防災資機材保管庫	
	緊急時電話回線	1回線	年1回以上	外観、員数、機能	原子炉制御室	
	ファクシミリ	1台	年1回以上	外観、員数、機能	原子炉制御室	
	携帯電話等（簡易無線機を含む）	10台	年1回以上	外観、員数、機能	教員他携帯 原子炉制御室	
	排気筒モニターリング設備 その他の固定式測定器	ガスモニター	1台	年1回以上	外観、員数、機能	排気監視室
		ダストモニター	1台	年1回以上	外観、員数、機能	原子炉制御室
	ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫	
	中性子線測定用サーベイメータ	2台	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫 原子炉棟屋上	
	空間放射線積算線量計	10個	年1回以上	外観、員数	屋外	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	3台	年1回以上	外観、員数、機能	防災資機材保管庫	
計測器等	可搬式 ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	外観、員数、機能	防災資機材保管庫	
		測定器	1台	外観、員数、機能	保物準備室	
	可搬式の放射性ヨウ素 測定関連機器	サンブラ	2台	外観、員数、機能	防災資機材保管庫	
		測定器	1台	外観、員数、機能	保物準備室	
	個人用外部被ばく線量測定器 (GBとTLDの合計数)	40台	年1回以上	外観、員数	GB：放射線業務従事者 TLD：放管受付	

計測機器等		資機材名称		必要数量	点検頻度	点検内容	保管場所
その他	その他	エリアモニタリング設備				該当なし	
		モニタリングカー				該当なし	
その他 資機材	ヨウ素剤			400錠	年1回以上	外観、員数	防災資機材保管庫
	担架			1台	年1回以上	外観、員数	研究棟管理区域内廊下
	除染用具			1式	年1回以上	外観、員数	汚染検査室
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両			1台	年1回以上	外観、員数、機能	車庫
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備			1式	年1回以上	外観、員数、機能	中庭側屋外

別表－6 非常用通信設備及び非常用電源設備

分類	設備名	個数	点検頻度	点検内容
非常用通信設備	緊急時電話回線（災害時優先指定） ^{注1}	1台	年1回以上	機能検査
	携帯電話等（災害時優先指定） ^{注1}	1台		
	ファクシミリ（災害時優先指定） ^{注1}	1台		
	消防本部緊急電話	1台		
非常電源設備	無停電電源設備（変電室及び蓄電池室）	1式		
	ディーゼル発電機（発電機室）	1式		

注1) 原子力防災資機材を兼ねる。

別表－7 原子力事業所災害対策支援拠点及び支援を行うための資機材

原子力事業所災害対策支援拠点				
東京大学外来研究員宿舎 （会議室及びホール、計約120m ² 、標高約20m）			茨城県那珂郡東海村白方91	
支援を行うための資機材				
分類	設備名	個数	点検頻度	点検内容
電源設備	発電機（可搬型）	1台	年1回以上	外観 員数 機能 ^{注2}
通信設備	衛星電話 ^{注1}	1台		
	ファクシミリ装置（災害時優先指定）	1台		
その他	汚染防護服	10組		
	フィルター付防護マスク	10個		
	除染用具	1式		
支援を行うために必要な計測器、燃料、食料及び飲料水等は、事業所での保管分以外に、支援組織である工学系研究科からの補充を予定する。				

注1) 通常時は専攻において、使用可能な状態で管理する。

注2) 機能検査については、電源設備及び通信設備に限る。

別表－８ 原子力災害対策活動で使用する資料

緊急時対策所（原子炉制御室）、原子力事業所災害対策支援拠点（東京大学外来研究員宿舎）等に備え付ける資料

- ① 東京大学原子炉に係る廃止措置計画申請書
- ② 原子炉設置変更承認申請書
- ③ 原子炉施設の設計及び工事の方法承認申請書並びに同添付図面
- ④ 原子炉施設保安規定並びにその下部要領
- ⑤ 事業所敷地と主要な建家及び排気筒の配置図面
- ⑥ 管理区域、周辺監視区域等の区域設定図面
- ⑦ 放射線監視設備等の配置図面
- ⑧ その他、原子力防災管理者が必要とする書類又は図面

注）通常時は、事務室にて原子力事業所災害対策支援拠点用の資料を保管する。

オフサイトセンター、ERC等に提出する資料

- ① 原子力事業者防災業務計画
- ② 原子炉設置変更承認申請書に基づく原子炉施設の構造等を記載した書類
- ③ 原子炉施設保安規定の写し
- ④ 原子力事業所の施設の配置図

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

<p>内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>	<p>年 月 日</p>
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	<p>年 月 日</p>
原子力事業者防災業務計（修正）年月日	<p>年 月 日</p>
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 _____		
氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 _____ 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) _____ 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所			
区 分	選 任		
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所 _____

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

		年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所			
氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台	
その他	エリアモニタリング設備	台	
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所	
警戒事態該当事象の発生時刻	(24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所 (注1)	
警戒事態該当事象の発生時刻 (注1)	(24時間表示)
警戒事態該当事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第10条通報

- 第10条事象発生
 第15条事象発生

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第10条通報

第10条事象発生

通報者名 _____

第15条事象発生

連絡先 _____

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

応急措置の概要

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者 住所 _____	
氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
<p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。